

平成29年第5回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成29年5月10日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成29年5月15日 午後1時30分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	小澤睦美	2番	向山光
3番	熊谷久司	4番	山寺はる美
5番	篠平良平	6番	中谷道文
7番	宇治徳庚	8番	成瀬恵津子
9番	瀬戸純	10番	宮下敏夫
11番	根橋俊夫	12番	垣内彰
13番	堀内武男	14番	岩田清

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 監査委員の選任について
- 日程第4 議案第2号 辰野町道路線の認定について
- 日程第5 議案第3号 損害賠償の額の決定及び和解について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	宮沢和徳	総務課長	一ノ瀬元広
まちづくり政策課長	山田勝己	地方創生担当課長	加藤恒男
住民税務課長	伊藤公一	保健福祉課長	小澤靖一
産業振興課長	一ノ瀬敏樹	建設水道課長	西原功
会計管理者	小野耕一	こども課長	武井庄治
生涯学習課長	原照代	辰野病院事務長	今福孝枝
社会福祉協議会事務局長	赤羽昇		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 赤羽裕治

議会事務局庶務係長 田中香織

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 1 番 小澤睦美

議席 第 2 番 向山光

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、これより平成29年第 5 回(5 月)辰野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 5 回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

本日ここに平成29年第 5 回辰野町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては時節柄、大変お忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。先日の臨時議会におきまして、新しい議会の体制が組織されました。また各種審議会等の委員につきましても、お願いを申し上げたところでございます。今後の町の発展にお力添えいただけますよう、お願い申し上げます。4 月から 5 月にかけて全国各地で山林火災が発生しています。地域によっては住宅に燃え移ったり、消化活動が難航するなど大きな被害が出ております。町や消防団では継続して火災予防の啓発に取り組んでおりますが、火の取り扱いには十分な注意が必要と考えております。さて、今臨時議会に提案いたします議案は議会選出の監査委員の選任、町道認定、及び損害賠償の額の決定及び和解の 3 件であります。提案時にそれぞれご説明申し上げますので、原案同意、可決くださいますようお願い申し上げます、臨時会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより、日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席1番、小澤睦美議員、議席2番、向山光議員、を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件は、あらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日一日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日、一日と決定いたしました。日程第3、議案第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。ここで、地方自治法第117条の規定により、宮下敏夫議員の退席を求めます。

(宮下 敏夫 議員 退席)

○議 長

提案者より、提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第1号、監査委員の選任について提案理由を申し上げます。地方自治法196条の規定により議員の中から選任する監査委員1名につきまして、議会の同意を求めるものであります。宮下敏夫さんは、平成19年から町議会議員を務められ、また議会議長を歴任するなど行財政に精通されており、監査委員として適任と認め選任いたしたく提案するものであります。ご審議の上、原案同意くださいますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号、監査委員の選任についてを採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。宮下敏夫議員の入場を求めます。

(宮下 敏夫 議員 入場)

○議 長

日程第4、議案第2号、辰野町道路線の認定についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第2号、辰野町道路線の認定について提案理由を申し上げます。国道153号が蛇行しながら神戸から、めがね橋を経由しながら羽場へ通じていましたが、1級河川北の沢川にバイパスを建設した際に、町に管理移管されている旧道部分について、今回、町道認定するものでございます。地元、羽場区より、平成29年度町単道路舗装事業の要望があり、未舗装区間について施工するものでございます。延長、幅員については標記のとおりでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ございませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。日程第5、議案第3号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第3号、損害賠償の額の決定及び和解について提案理由を申し上げます。町が損害賠償の責めを負う事故について、損害賠償額の決定及び和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。事故の概要につきましては、昨年12月、空き家となっていた住宅の使用者の依頼により、水道の閉栓を行ったわけですが「漏水しているのではないか」との連絡があり、確認をいたしました。結果、止水栓の不具合で完全に止水できない状態になっており、また所有者の不凍栓と排水管理が不十分だったことにより宅内の台所蛇口、ボイラー、トイレ等が凍結し破損してしまいました。和解の要旨でございますが、本件に関しては町の管理となる止水栓の不具合により生じた部分の修理費用を補償することとし、その損害賠償額は72万2,197円でございます。また、当事者双方は今後、本件に関して裁判上、または裁判外において一切の異議及び請求を申し立てをしないことで和解し、全国町村会総合賠償保障保険にて支払いをするものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会に付議された事件は、全部終了いたしました。よって、平成29年第5回(5月)辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

5月15日 午後 1時 40分 閉会

この議事録は、議会事務局長 赤羽裕治、庶務係長 田中香織の記録したものであつて内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 1 番

署名議員 2 番